

# 東京都外国人美容師育成事業 監理実施機関希望者向け説明会

---

東京都政策企画局戦略事業部  
戦略事業課特区企画担当

# 本日の流れ

---

**1 はじめに**

---

**2 監理実施機関**

---

**3 育成機関**

---

**4 監理実施機関の公募**

---

**5 さいごに**

---

# 1. はじめに

## (1) 外国人美容師育成事業の概要

### 国家戦略特区における**特例措置**

#### <現行>

外国人留学生は美容師免許を取得しても、美容師として働くことができない



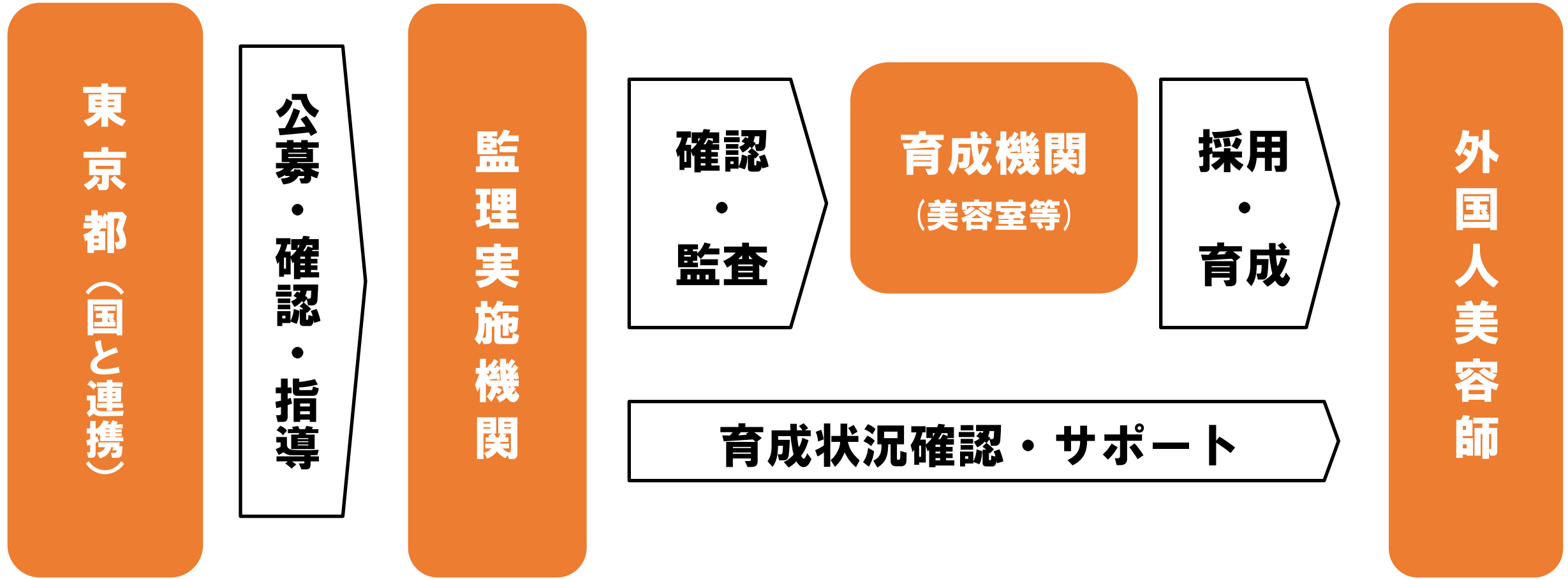
#### <今年10月以降>

一定の要件を満たせば、美容師として**最大5年間**就労可能  
(在留資格「特定活動」)

日本の高度な美容技術を世界へ発信  
東京のブランド価値の向上へ！

# 1. はじめに

## (2) 事業スキーム



# 1. はじめに

## (3) 本事業の重要ポイント : 事業の目的



外国人美容師が美容師として最大5年間働くことで

- ✓ 日本の美容に関する知識と技能を習得
- ✓ インバウンド需要への対応

↓  
帰国後

日本の優れた美容技術を生かした、クールジャパンの担い手として活動

👉 Point

人手不足対策等のために実施するものではありません。

# 1. はじめに

## (3) 本事業の重要ポイント : 外国人美容師の保護



育成機関（各美容室など）は

- ✓ 外国人美容師に対し、同等の業務に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を支給
- ✓ 労働に関する法律の規定及び社会保険に関する法律の規定を遵守する 等の要件を満たす必要

✓ 監理実施機関は育成機関の監査を実施

✓ 帰国旅費の担保

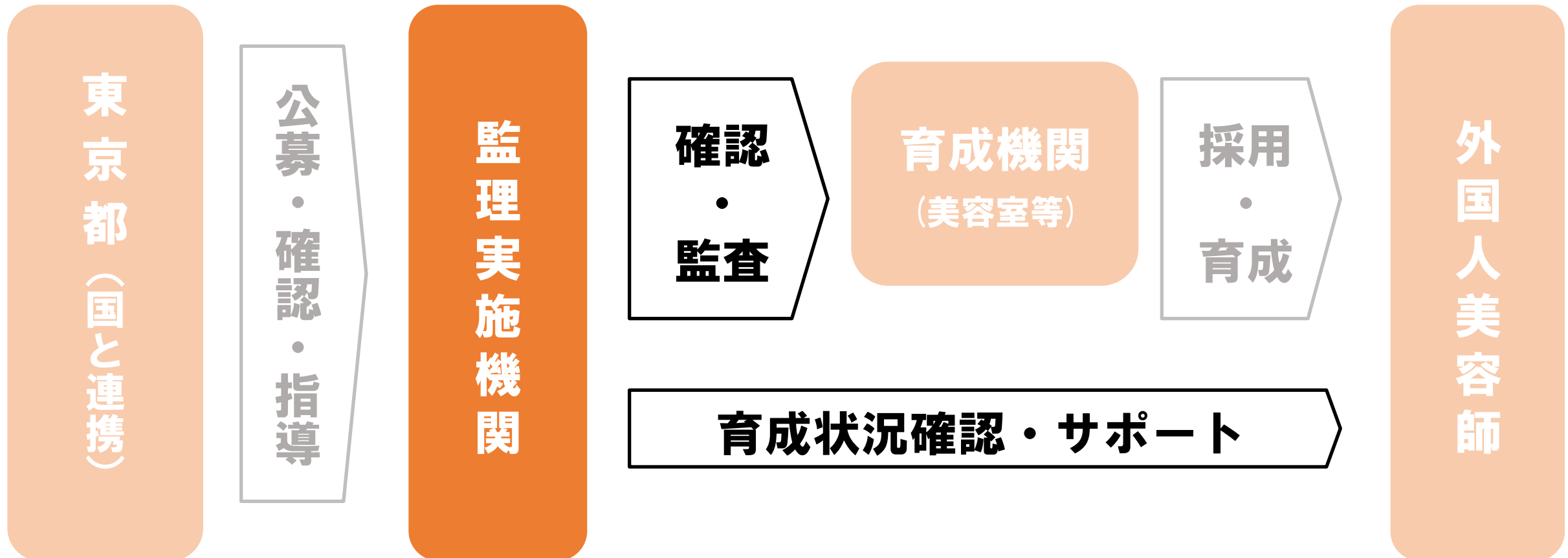
👉 Point

**外国人美容師の適切な就労状況が確保されていなければなりません。**

## 2. 監理実施機関

### (1) 役割

外国人美容師の受入機関となる育成機関を監理する機関



## 2. 監理実施機関

### (2) 監理実施機関の要件

- ✓ 美容産業の発展に資する取組を実施する機関であること
- ✓ 監理に必要な事務が実施可能な人数が確保されていること
  - ☞ 事務局長 1 名、事務員 1 名、指導員 1 名を基本  
育成機関（美容室等）30社ごとに 1 名以上の増員
- ✓ 監理の健全な遂行に足りる財産的基礎を有すること
  - ☞ ① 資産（繰延資産および営業権を除く）- 負債  $\geq 500$  万円  $\times$  事業所数
  - ② 自己名義の現金・預金の額  $\geq 150$  万円 +  $(60$  万円  $\times$  (事業素数 - 1) )
  - ※ 無料職業紹介事業の許可要件と同じ
- ✓ 無料職業紹介の許可を受けているまたは届出を行っていること



## 2. 監理実施機関

---

- ✓ 非営利の法人であること
- ✓ 外国人美容師の苦情相談窓口と適切な対応体制が構築されていること
- ✓ 外国人美容師の帰国担保措置を実施していること
- ✓ 外国人美容師の特定美容活動継続に係る措置を講じていること
  - ☞ 育成機関のリスト化、一覧を公表するウェブサイトの設置
- ✓ 欠格要件に該当しないこと
- ※ 詳細については「監理実施機関の設置基準」第3をご確認ください。

## 2. 監理実施機関

### (3) 主な業務内容

#### ① 育成機関及び外国人美容師の基準適合性確認

- 育成機関及び外国人美容師が**基準に適合しているか確認**し申請者へ通知
- 「要領」「各設置基準」「育成機関の要件確認チェックリスト」に照らし合わせて、各項目の適合を確認
- 育成機関が**基準に適合しなくなった場合は都に報告するとともに、育成機関に通知**

#### ② 育成機関と外国人美容師のマッチング

- **基準適合性を確認した育成機関と外国人美容師の就職をあっせん**
- ☞ 監理実施機関は、**無料職業紹介の許可を受けていることまたは届出を行っている必要があります。**

## 2. 監理実施機関

### ③ 育成計画の確認・意見付与

- 育成機関から申請があった育成計画の内容確認
- **確認結果について意見を付して、外国人美容師の在留資格切替に必要なとなる都の認定に間に合うよう（今回は8月22日週に）都へ回送**
  - ☞ 計画の要件は「監理実施機関設置基準」第8の2(1)～(7)をご確認ください。
- 都の認定結果を育成機関及び外国人美容師へ通知
- 育成計画の**変更が生じた場合も同様**に対応

### ④ 育成状況の評価

- **少なくとも年に1回**、外国人美容師の修得状況を評価し、都へ報告
- 外国人美容師の**活動継続の適否を判断**し、その結果を育成機関および外国人美容師本人へ通知

## 2. 監理実施機関

### ⑤ 育成機関からの報告の受領及び聴取

- ・ 定期及び必要に応じて**育成機関からの報告を求め、状況の聴取を行う**  
【毎月】外国人美容師の新規雇用人数、退職人数、研修等の実施状況  
【随時】外国人美容師が帰国した場合、育成計画を変更した場合、外国人美容師が所在不明となった場合 等
- 【監査】育成機関に対し是正の措置を講じた場合
- ・ 育成機関から**報告があったときは、都へ送付**

### ⑥ 育成機関の監査

- ・ **少なくとも半年に1回**、監査を行い都及び入管へ報告
- ・ 監査のチェックリストに基づき実施
- ・ 必要に応じて育成機関に対し**是正のための措置を求める**

## 2. 監理実施機関

---

### ⑦ 外国人美容師との面接等

- 最初の1年間においては**監査とは別に少なくとも半年に1回**、2年目以降においては**年1回**程度、特定美容活動の実施状況について外国人美容師との面接を実施
- 面接のためのチェックリストに基づき確認し、都へ報告

### ⑧ 外国人美容師の保護

- 外国人美容師の仕事、生活等に関する**苦情および相談窓口を設置**
- 外国人美容師が育成機関において不当に扱われた場合等は、育成機関に対し**是正のために必要な措置を講じるよう求める**

## 2. 監理実施機関

---

### ⑨ 外国人美容師の雇用継続が不可能となった場合の措置

- 外国人美容師に責がなく、本人が継続して特定美容活動の実施を希望するときは、**雇用の継続に必要な措置を講じるとともに、新たな育成機関を確保**するよう努める

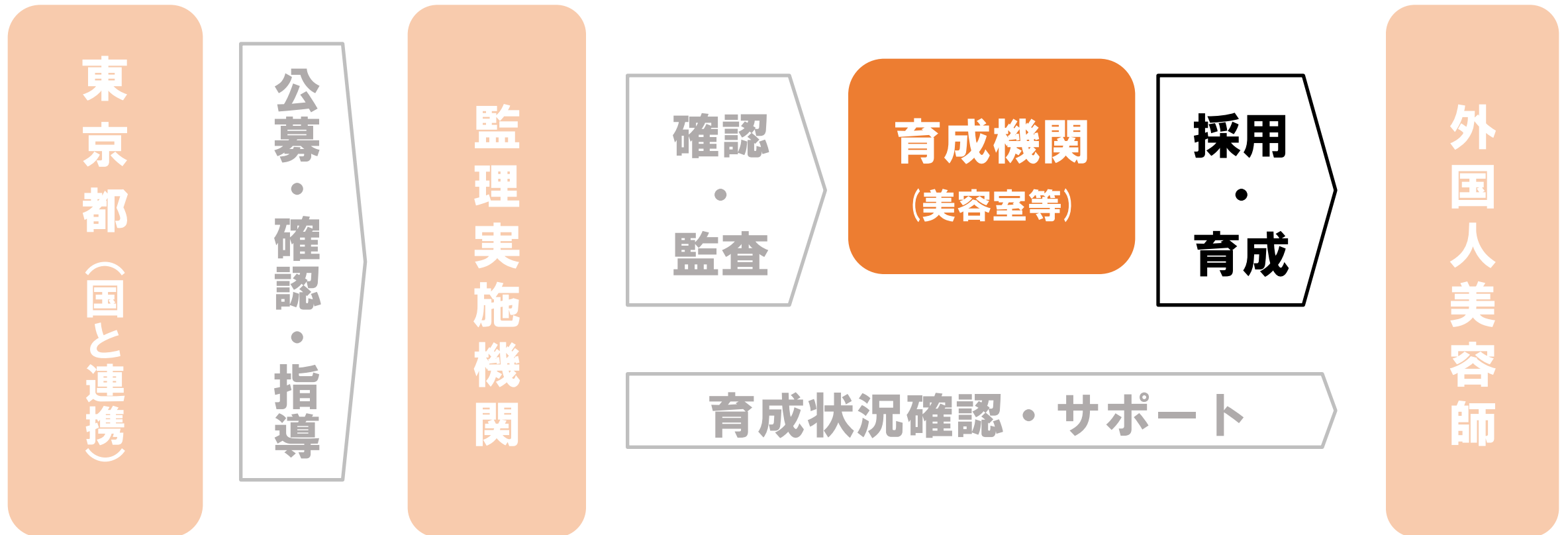
### ⑩ 監理実施機関の要件を満たさなくなった場合の措置

- 都が是正を求めた場合は速やかに是正の措置を取る
- 要件を満たさなくなった場合、**事業を継承する新たな監理実施機関を確保**するよう努める

# 3. 育成機関

## (1) 役割

外国人美容師を受け入れ、実践的な美容に関する知識と技能を修得させる機関



# 3. 育成機関

---

## (2) 育成機関の要件

- ✓ 育成計画を適切に実施できる美容所を事業実施区域に有していること
- ✓ 管理美容師を配置していること
- ✓ 健全かつ安定的な経営状況であると認められること
  - ☞ 直近の決算が黒字であることまたは過去3年間の経営が安定している等
- ✓ 労働に関する法律及び社会保険に関する法律の規定を遵守していること
- ✓ 欠格事由に該当しないこと
- ※ 詳細については「育成機関の設置基準」第4をご確認ください。



# 3. 育成機関

## (3) 主な業務内容

### ① 外国人美容師の雇用

- 職務内容、雇用期間、報酬額等の雇用条件を明確に定めた文書による雇用契約の締結
- 同等の業務に従事する日本人と同額以上の報酬額を支給
- 超過勤務手当の支給
- 正規の労働時間終了後に技術の習得を目的とした無報酬の労働の禁止
- 一時帰国が可能な程度な休暇の付与
- 安全衛生教育の実施
- 保証金や違約金を定める契約等の締結禁止
- 教育訓練や在留時の関係法令、苦情・相談窓口の周知
- 1年に1回の健康診断

# 3. 育成機関

---

## ② 育成計画の策定及び申請

- **外国人美容師ごとに育成計画を策定し、監理実施機関を経由して都に申請**

☞ 育成計画に含む事項は「育成機関設置基準」第7の2をご確認ください。

- **申請書の写しを外国人美容師へ交付**
- **計画に変更が生じた場合は速やかに変更申請を実施**

## ③ 特定美容活動の実施

- **定期的に外国人美容師の知識と技能の修得状況を確認し、習熟度に応じた適切な指導を実施**
- **外国人美容師の業務日誌を作成し備え付け、特定美容活動終了後1年以上保存**

# 3. 育成機関

## ④ 監理実施機関への報告

【毎月】外国人美容師の新規雇用人数、退職人数、研修等の実施状況

【随時】外国人美容師が帰国した場合、育成計画を変更した場合、外国人美容師が所在不明となった場合 等

その他、監理実施機関又は都から求めがあったとき

## ⑤ 監理実施機関による監査

- 少なくとも**半年に1回**監査を受検
- 監査時に外国人美容師の育成状況を報告
- 是正の措置が求められた場合は**定められた期限内に措置を講じ**、監理実施機関に報告

# 3. 育成機関

---

## ⑥ 外国人美容師の保護

- 外国人美容師の**苦情・相談窓口を設置**
- 苦情や相談を行ったことを理由とした外国人美容師に対する解雇などの**不利益な取扱い禁止**

## ⑦ 帰国旅費の担保

- 外国人美容師がやむを得ない理由により帰国旅費を支出できない時は**帰国旅費を負担**
- 事前の賃金からの帰国旅費控除等、**外国人美容師の負担禁止**

# 3. 育成機関

---

## ⑧ 特定美容活動の継続が不可能となった場合の措置

- ・ 外国人美容師に責がなく、本人が継続して特定美容活動の実施を希望するときは、監理実施機関と調整の上、**雇用の継続に必要な措置を講じるとともに、新たな育成機関を確保**するよう努める

## ⑨ 海外での日本の美容技術・文化の普及のために必要な措置

- ・ 特定美容活動終了後、**外国人美容師の帰国後**における日本の美容技術や文化の発信状況について、**内閣府の調査に協力**

## 4. 監理実施機関の公募

○募集期間 令和4年6月3日（金）  
～令和4年8月3日（水）15時

○今後の流れ（予定）

令和4年8月中

10月1日

監理実施機関決定

事業開始

## 4. 監理実施機関の公募

---

- 公募の詳細は「東京都外国人美容師育成事業監理実施機関募集要項」をご覧ください。政策企画局のホームページに掲載しています。

<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/news/post-261.html>

- 準備が整った応募書類から、順次ご提出いただくことができます。早めのご提出にご協力いただければ幸いです。

## 5. さいごに

---

- 説明会の内容や公募手続についてご不明点がありましたら、以下までお問合せください。

### 【問合せ先】

東京都政策企画局戦略事業部戦略事業課

特区企画担当 [tmg\\_tokku \(at\) section.metro.tokyo.jp](mailto:tmg_tokku@section.metro.tokyo.jp)

※メールの件名に「外国人美容師育成事業問合せ」と明記し、アドレスの(at)を@に置き換えてください。